

兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部

令和 8 年度定期総会 次第

日時 令和 8 年 6 月 17 日（水） 14 : 00～
場所 いきいきプラザ 3 階 人材養成研修室

- 1 開会 支部長挨拶 兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部 支部長 豊島 泰仁
- 2 議事 議長選出
定数確認・資格審査報告

第 1 号報告：令和 7 年度事業報告（案）について
第 2 号報告：令和 7 年度会計報告（案）について
第 3 号議案：役員の選任（案）について
第 4 号議案：令和 8 年度事業計画（案）について
第 5 号議案：令和 8 年度予算（案）について
- 3 座談会 ケプランデータ連携システム解説と意見交換会
- 4 閉会 副支部長挨拶 兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部 副支部長 上田 亮

〈第 1 号議案〉

令和 7 年度事業報告について

令和7年度 活動報告

	県協会（阪神エリア）	支部	その他	研修	広報
4月	阪神エリア会議（豊島）	理事会	包括ケアを進める会幹部・幹事会（豊島・上田・八渡あ）	研修：伊丹市の地域包括ケアを進める会	LINE
5月		理事会	栄養士会総会イベント（交流会）		
6月	県協会総会（豊島）	総会 理事会	伊丹支部総会	シヤドウワークショップ集計結果発表	ブログ記事 LINE
7月	支部長会議（豊島）	理事会	医療と介護連携を語る会幹部・幹事会（豊島・上田・八渡あ）	研修：医療と介護連携を語る会	ブログ記事 LINE
8月		理事会	高齢者虐待防止ネットワークショップ会議（八渡あ）		
9月		理事会			
10月	阪神エリア会議（豊島）	理事会	包括ケアを進める会幹部・幹事会（豊島・上田・八渡あ）	研修：伊丹市の地域包括ケアを進める会	ブログ記事 LINE
11月	支部長会議web（豊島）	理事会	認知症多職種研究会（安永）		
12月		理事会		研修：歯科医師会・栄養士会合同研修（くちの会）	ブログ記事 LINE
1月	支部長会議（豊島）	理事会	訪問看護交流会		ブログ記事 LINE
2月		理事会	医療と介護連携を語る会幹部・幹事会（豊島・上田・八渡あ） 地域生活支援拠点部会（宿野） 高齢者虐待防止ネットワークショップ会議（八渡あ）	研修：医療と介護連携を語る会	ブログ記事 LINE
3月	阪神エリア会議（豊島・上田）	理事会	伊丹市医療・保健・福祉連絡会（豊島） 認知症多職種研究会（安永） 包括交流会		

〈第 2 号議案〉

令和 7 年度会計報告について

令和 7年度会計報告

収入の部			支出の部		
内訳	部会名	決算金額	部会名		決算金額
繰越金		1,188,077	会計		0
研修参加費	研修部会	49,000	事務局		49,171
			研修部会		61,341
			広報部会		0
運営補助費		103,600			
			支出合計(年度純支出)		110,512
寄付					
利子		1,577	明細内訳		
			通信費	会計	0
				事務局	4,780
				研修部会	8,260
				広報部会	0
			印刷代	会計	0
				事務局	9,670
				研修部会	32,560
				広報部会	0
			消耗品	会計	0
				事務局	40
				研修部会	10
				広報部会	0
			備品	会計	
				事務局	33,281
				研修部会	20,511
				広報部会	0
			会議費	事務局	0
			会場費	研修部会	128,000
			講師謝礼	研修部会	20,000
			交通費	事務局	1,400
			入金手数料	会計	660
(年度純収入)		154,177	次年度繰越金		1,063,082
収入合計		1,342,254	支出合計		259,172

令和 7年度会計決算を報告いたします。

兵庫県介護支援専門員協会

伊丹支部

令和7年度 決算監査報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

令和7年度、兵庫県介護支援専門員協会 伊丹支部について監査を実施し、
証拠書類、預金通帳を照合したところ、相違ないことを認めましたので、ここ
に報告します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

監 事： 田原 香代

監 事： 畑 三紀

〈第 3 号議案〉

役員を選任について

理事立候補者（案）

内海 留美（新）

八渡 綾也（再）

〈第 4 号議案〉

令和 8 年度事業計画について

令和 8 年度兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部 年間事業計画書(案)

本年度の事業計画の概要

これまで保健・医療・福祉・介護等の多職種との連携に取り組み、地域に活かせるよう活動してきた経緯により、これからも引き続き活動を行っていく。

年間計画

月	テーマ	概要
4 月	伊丹市地域包括ケアを進める会	他職種連携・地域包括ケアシステムの構築
5 月		
6 月	伊丹支部総会・データ連携研修会	役員改選、データ連携の知識を深める為の研修会
7 月	伊丹市医療介護連携を語る会(医師会主催) 障害相談員合同研修会（BCPについて）	医療介護の連携を積極的に図っていくための研修会
8 月		
9 月		
10 月	伊丹市地域包括ケアを進める会	他職種連携・地域包括ケアシステムの構築
11 月		
12 月	くちの会	歯科医師会・栄養士会合同研修会
1 月		
2 月	伊丹市医療介護連携を語る会(医師会主催)	医療介護の連携を積極的に図っていくための研修会
3 月	他職種連携交流会	

その他の活動

伊丹支部理事会	毎月第二水曜日 18:30～20:30 いきいきプラザ ブログ・公式ライン・ホームページ等を通じた広報活動、 シャドウワーク周知活動
災害・感染症予防対策	上部団体（日本・県協会）への連絡体制の確立 行政機関との連携
行政機関との連携	高齢者虐待防止ネットワーク会議、認知症多職種研究会 伊丹市医療・保健・福祉連絡会
他団体連携他	たみまるまとまる会、くちの会、気づきの事例検討会

〈第 5 号議案〉

令和 8 年度予算について

令和 8 年度予算(案)

(令和 8年4月1日～令和 9年3月31日)

収入の部

科目	8年度予算合計	7年度予算合計
1.繰越金	1,094,659	1、188, 659
2.支部会費	40,000	40,000
3.研修参加費	20,000	20,000
4.助成金		103,600
5.寄付金		
6.利子		
収入合計	1,154,659	1,352,259

支出の部

科目	8年度予算金額	7年度予算金額
1会計	6000	6000
通信費	0	0
印刷費	0	0
消耗品費	0	0
備品費	0	0
交通費	0	0
2.事務局	100000	50000
通信費	10,000	10000
印刷費	10,000	10000
消耗品費	5,000	5000
備品費	20,000	5000
交通費	5,000	1400
会議費	50,000	20000
3.研修・定例部会	200000	165,000
通信費	5,000	5,000
印刷費	15,000	10000
消耗品費	5,000	5000
備品費	5,000	5000
会場費	120,000	120000
講師謝礼	50,000	20000
4.広報	10000	10000
通信費	5000	5000
印刷費	5000	5000
消耗品費	0	0
備品費	0	0
5 次年度繰越金	838,659	1,121,259
支出合計	1,154,659	1,352,259

令和 8 年度

兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部総会資料

一般社団法人

兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部（以下「本会」と言う。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会（以下「県協会」と言う。）伊丹支部として、介護支援専門員が相互に連携し、研修等の活動を通じて専門性の向上に努めるとともに社会的地位を確立し、公平・中立な立場で介護支援業務を遂行する中で社会への提言を行い、もって市民の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質及び職業倫理向上に関する研修事業
- (2) 介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業
- (3) 介護支援専門員相互の情報交換や相談及び交流に関する事業
- (4) 市民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業
- (5) 行政及び保険・医療・福祉などの関係機関及び団体との連絡・調整に関する事業
- (6) 介護保険制度に対する提言に関する事業
- (7) 県協会との連携・調整に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局を支部長が勤務する事務所に置く。

- 2 前項によりがたい特別の事情がある場合は、理事会の決するところにより、別の場所に置くことが出来る。

(活動地域)

第5条 本会の活動地域を伊丹市とする。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は次の者によって構成する。

本会の目的に賛同した介護支援専門員。

(入会)

第7条 本会への入会は、県協会への入会手続きを完了した時点で本会所定の入会申込書を支部長に提出しなければならない。

(会費)

第8条 会員は下記に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 別表に定める。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を支部長に提出して、退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護支援専門員でなくなったとき、又は介護支援専門員の登録が抹消されたとき
- (3) 県協会を退会したとき
- (4) 正当な理由がなく、会費を1年以上納入しなかったとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席会員4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が、既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 2名以内 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名以内 |

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 支部長、副支部長、会計及び書記は理事の互選により定める。
- 3 監事は、他の役員を兼任することができない。

(職務)

第14条 支部長は、本会を代表し、業務を総轄する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の経理を担当する。

- 4 理事は、役員会を構成し、業務を執行する。
- 5 監事は、事業及び会計を監査し総会に報告するとともに、役員会に出席して意見を述べるができる。

(任期)

第15条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席理事の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(役員報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、支部長が別に定める。

第4章 総 会

(種別)

第18条 本会の総会は通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、本会会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告、事業計画、収支決算及び収支予算
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 合併及び解散に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項で、理事会で必要と認めた事項

(開催)

第21条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 会員の総数の5分の1以上の者から、開催の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- 3 総会は、支部長が招集する。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし委任状をもって出席に代えることができる。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成し、支部長が議長となる。支部長が欠席等により行なうことが出来ない場合は、副支部長の中から選出する。

(権能)

第26条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 第16条の役員の解任について
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第27条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第28条 理事会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 その他の組織

(委員会)

第31条 本会の事業推進のために、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の設置ならびに運営に関する事項は、理事会により定める。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 県協会からの活動支援費
- (6) 財産目録に記する資産
- (7) その他の収入

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 毎会計年度終了後、3ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書を監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業計画及び予算)

第35条 事業計画及び予算は理事会で作成し総会の承認を得なければならない。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則の変更については総会において出席会員の過半数の承認を得なければならない。

(解散)

第37条 総会の議決に基づいて解散する場合は、出席会員の過半数の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(委任)

第39条 この会則に定めのない事項については、理事会の承認を得て、支部長が決定する。

(附則)

1 この会則は、平成23年6月25日より施行する。